おこっぺしょうぼう119

令和８年４月発行 No.70
発行：紋別地区消防組合消防署興部支署
〒098-1607 興部町旭町
syoubou@town.okoppe.lg.jp
TEL 0158-82-2136 FAX 0158-82-2400



期間中の行事予定

○防火パレード

４月２０日（沙留・宇津地区）
４月２６日（興部地区）
消防団の車両が町内全地区を走行し、火災予防を呼びかけます。

○車両広報

消防車両による火災予防の呼びかけを行います。

○防火訪問

皆様のご自宅を訪問し、火の用心のお願いや住宅用火災警報器の設置状況の聞き取り調査などを行います。

街頭防火キャンペーン

４月２５日（土）１０：００～

場所：おこっぺマート、道の駅アニュー

消防職員と女性消防団員が火災予防を呼びかけます。
アンケートや防火啓発グッズの配布を予定しています。
(小学生未満のお子様向けのグッズもご用意しております。)

皆様のお越しをお待ちしております。



令和８年１月１日から
林野火災注意報・警報の運用が始まりました





令和７年２月岩手県大船渡市において発生した林野火災では、
約 3,370 ヘクタール、226 棟の建物が被災するという甚大な被害が発生しました。
このようなことを踏まえ、林野火災の予防を目的に火災予防条例が改正され、
令和８年１月１日から、林野火災注意報と林野火災警報の運用が開始されました。

１　林野火災注意報・警報について

気象状況が一定の基準に達し、火災の発生しやすいときに発令するものです。
林野火災注意報、警報発令時：火の使用に関する制限がかかります。

≪林野火災注意報発令基準≫ 次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

① 前３日間の合計降水量が１mm以下、 かつ、前３０日間の合計降水量が３０㎜ 以下
② 前３日間の合計降水量が１mm以下 、かつ、乾燥注意報が発表された場合

≪林野火災警報発令基準≫

上記の基準に加え、強風注意報が発表された場合

２　林野火災注意報・警報が発令された場合の火の使用の規制について

①山林、原野等において火入れをしないこと
②煙火を消費しないこと（花火など）
③火遊び又はたき火をしないこと
④可燃物の近くで喫煙をしないこと
⑤山林、原野等で喫煙をしないこと
⑥残火、取り灰又は火粉を始末すること

詳しくは、町のホームページ 又は 興部町からのお知らせ４月号をご確認ください